

## 「えたじまブランド」募集要領

### 1 目的

江田島市内で生産・加工された地域産品で、特に優れたものを「えたじまブランド」として認定し、市内外への発信・販売を支援することにより、当該特産品の需要を喚起し、もって観光客の誘致の促進及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

### 2 応募資格

「えたじまブランド」の認定に応募できる事業者は、江田島市内に主たる事業所を置いているものに限ります。

### 3 応募要件

「えたじまブランド」の認定を受けるためには、つぎの（１）から（４）の全てに該当する必要があります。

- （１）江田島市内で生産又は加工された商品（飲食店等において提供される料理を除く）
- （２）商品に「江田島らしさ」を連想させる内容が含まれているもの
- （３）市内外に広く周知されているもの（新商品として販売されるものは別途協議）
- （４）完成した商品

### 4 応募方法

「えたじまブランド」認定申請書に、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、応募してください。尚、審査内容に応じて試食のサンプル、レシピ等の提供、カタログ等撮影のための商品サンプルもしくは写真画像の提供が必要です。

**一次産品と加工品では申請書の様式が違いますのでご注意ください。**

### 5 審査方法

「えたじまブランド」は、つぎのとおり審査を行い、認定します。

#### （１）第１次審査：書類審査

提出された応募用紙により、応募要件等を満たしているかを確認・審査します。

#### （２）第２次審査：えたじまブランド認定審査会

審査委員により、応募商品の試食等による確認及び認定基準に基づく採点を行い、認定の可否を決定します。

### 6 認定基準

審査会では、次の基準に基づき採点を行い、基準点を上回るものを「えたじまブランド」に認定します。（認定基準の詳しい内容は、別紙「えたじまブランド」認定基準を参照）

#### （１）コンセプト・地域性

ア 「えたじまブランド」のコンセプト「自然を活かす技術」と整合しているか。

イ 江田島市を連想させる取組や物語があるか。

#### （２）独自性・主体性

ア ブランド作りに対する考え方が明確であり、類似の商品、産地と比べて、優位性、独自性があるか。

イ 消費者とのコミュニケーションなどの伝達方法に工夫や特徴があるか。

#### （３）信頼性

ア 生産、製造、流通、販売までの各過程において、品質維持・向上に関する取組や技術的裏付けがあるか。

イ 法令順守、衛生面、技能向上など、従業員教育や消費者の信頼性を確保する取組があるか。

(4) 市場性・特産性

ア 商品の売り上げ実績があるか。

イ 販売体制が整っているか。

ウ 市場に供給される量，時期又は場所が限定されており，希少価値があるか。

(5) 将来性

ア ブランド化に対する継続した意思及び取組，計画があるか。

7 募集期間

令和元年 11 月 12 日（火）～令和元年 11 月 29 日（金）事務局到着

8 認定期間

令和 2 年 1 月中（認定日後）～令和 4 年 3 月 31 日迄

9 審査スケジュール（予定）

(1) 第 1 次 審査 令和元年 12 月中

(2) 結 果 通 知 令和元年 12 月中

(3) 第 2 次 審査 令和元年 12 月中

(4) 最終結果通知 令和 2 年 1 月中

(5) 認 定 書 授 与 令和 2 年 2 月まで

10 参考（認定によるメリット）

(1) 「えたじまブランド」として，市内外への販路拡大を支援します。

(2) 市内外で開催される物産展や展示会などで，地域産品の統一ブランドとして出展・PR します。

(3) 「えたじまブランド」カタログへの掲載，共通のロゴや販促物等による販売促進を支援します。  
カタログは、江田島市内外の観光施設、港湾施設のみならず、広島県内外の観光施設、ホテル、レンタカー会社等合年間 12,000 部以上配布しています。

(4) 認定品は，販路開拓の専門家によりブラッシュアップしていきます。（※1）

※1 販路開拓専門家によるブラッシュアップ支援（容量，パッケージデザイン，価格体系等へのアドバイス）を受けることは，認定後の必須項目です。

11 応募先・問い合わせ先

事 務 局：江田島市商工会

住 所：江田島市江田島町小用 2-17-1

担 当 者：松本 博之

電話番号：0823-42-0168

F A X：0823-42-2853

E-mail：matsumoto-h@hint.or.jp